

平成 21年 3月 31日現在

研究種目： 若手研究 (B)
 研究期間： 2007～2008
 課題番号： 19730031
 研究課題名 (和文)
 現代行政国家における委任立法統制に向けた比較制度論
 研究課題名 (英文)
 Parliamentary control over delegated legislation in administrative state
 研究代表者
 田中 祥貴 (TANAKA Yoshitaka)
 長野大学・社会福祉学部・准教授
 研究者番号： 20398548

研究成果の概要：

我が国の立法過程は、議会主導ではなく、明らかに行政主導であり、また多くの立法事項は、その制定を行政機関に委任している。かかる議会機能の空洞化を克服するため、委任立法統制に向けた英国議会の法制度を研究し、我が国の議会改革に一定の示唆を得ることが本研究の目的である。2年間にわたる研究の結果、上記文脈における英国議会の法制度について、その史的展開と背景要因、さらに、現行制度枠組の内容を分析し、その問題点を明らかにした上で、我が国の法体系への再構築する可能性を高めることができた。

交付額

(金額単位：円)

	直接経費	間接経費	合計
2007年度	700,000	0	700,000
2008年度	500,000	150,000	650,000
年度			
年度			
年度			
総計	1200,000	150,000	1350,000

研究分野：憲法学、比較憲法学

科研費の分科・細目：法学・公法学

キーワード：

委任立法、英国議会、行政統制、制定法的文書、立法過程、議会制民主主義、行政国家、ヘンリ 8 世条項

1. 研究開始当初の背景

我が国では、議会は立法過程を通じて抽象的原則のみを定め、その具体的内容はすべて行政機関が自由に定められる立法権委任の慣行が常態化している。事実、一本の法律の中に、数百の委任事項が含まれ、当該法律の内容は政省令と照合しなければ理解不能であることは通例である。さらに、かかる行政が制定する委任立法には、議会統制はまるで

制度化されておらず、司法統制も事実上極めて不十分で、委任実務は行政の自由裁量の領域と言える。

2. 研究の目的

以上の背景事情は、議会を「唯一の立法機関とする」憲法 41 条と厳しい緊張関係に立つこととなる。もともと、現代行政国家では、委任立法は不可避的現象である。かかる状況

の中で、議会制民主主義を再生する方法論として、委任立法という現象を所与のものとし、これを事後的に議会が統制する枠組が必要であり、我が国でその制度化を実現することができるかを検証するのが研究目的である。

3. 研究の方法

上記委任立法への議会統制が、制度的に最もよく整備されているのが、英国議会である。そこで英国の法制度を精査するために、Web上で入手できる議会資料のすべて、そして、Web上で入手できない議会資料は、渡英して大英図書館資料庫にて入手し、さらに、現地専門の研究者から現時での制度情報を数多く収集し、それらの情報の分析整理を行った。

4. 研究成果

数多くの英国議会資料を分析した結果、我が国で委任立法統制に向けた法制度を構築する指針を得ることができた。もちろん、我が国と英国では議会制民主主義に関わって法制度も政治土壌も大きく異なる。かかる相違を踏まえても、なお英国法制度に内在する優位性を確認することができた。

5. 主な発表論文等

(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

[雑誌論文] (計 1 件)

① 田中祥貴「立法の多様化と議会審査制度」
長野大学紀要 29 卷 2 号 73 頁～83 頁 (2007)
査読無

[学会発表] (計 件)

[図書] (計 件)

[産業財産権]

○出願状況 (計 件)

名称 :

発明者 :

権利者 :

種類 :

番号 :

出願年月日 :

国内外の別 :

○取得状況 (計◇件)

名称 :

発明者 :

権利者 :

種類 :

番号 :

取得年月日 :

国内外の別 :

[その他]

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究代表者

田中 祥貴 (TANAKA Yoshitaka)
長野大学・社会福祉学部・准教授
研究者番号 : 20398548

(2) 研究分担者

()

研究者番号 :

(3) 連携研究者

()

研究者番号 :